

久留米市 保育料基準表

教育認定用

平成31年度 認定こども園(幼稚園として利用)・認定が必要な幼稚園の保育料(案)

平成30年10月

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額	《参考》国徴収金基準額表 (利用児童が1人の場合)	
【久留米市】 階層区分	市民税の課税状況等	1号認定子ども (3歳以上)	国階層 区分	徴収金基準額(月額) 1号認定子ども (3歳以上)
第1階層	生活保護世帯	0	第1階層	0
第2階層	非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	3,000	第2階層	3,000
第2階層1	上記階層の 要保護者世帯※	0	第2階層1	0
第3階層	所得割 77,100円以下	8,100	第3階層	10,100
第3階層1	上記階層の 要保護者世帯※	3,000	第3階層1	3,000
第4階層	所得割 77,101円以上 123,200円以下	13,500	第4階層	20,500
第5階層	所得割 123,201円以上 211,200円以下	20,200		
第6階層	所得割 211,201円以上	25,000	第5階層	25,700

※「要保護者世帯」については下記をご参照ください。

※保育料の決定方法等については別紙『保育料の決定方法について』をご参照ください。

下記ホームページにも掲載しています。

久留米市ホームページ [トップ](#)>くらしの情報>子育て支援>保育所・認定こども園>保育料について

下記の要保護者世帯は、保育料の減額の対象となる場合があります。該当する場合は、保育料の決定時に減額しております。要保護者と認定するための書類の提出をしていなかった場合など、ご不明な点がございましたら子ども支援課までお問い合わせください。

■要保護者世帯・・・次の①～④に該当する世帯

- ①ひとり親と認定される世帯、②世帯員が障害者手帳等を所持しており、写しを提出している場合、③離婚調停・裁判中で裁判所等からの書類を提出している場合、④DVの事実を証明する書類を提出している場合

【お問い合わせ先】 830-8520 久留米市城南町15番地3

子ども未来部 子ども保育課

電話番号 0942-30-9025

